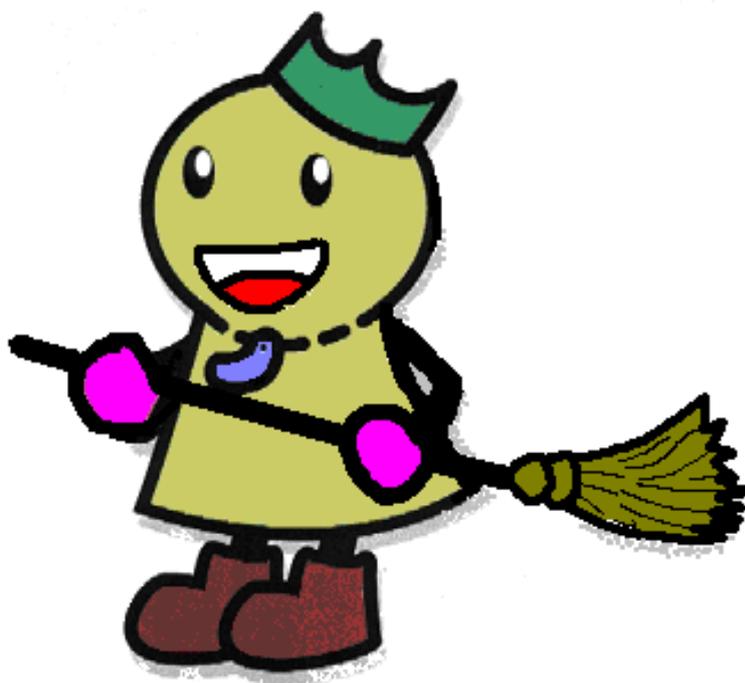


令和4年度
(2022年度)

西都市一般廃棄物処理実施計画



2022年4月

宮崎県西都市

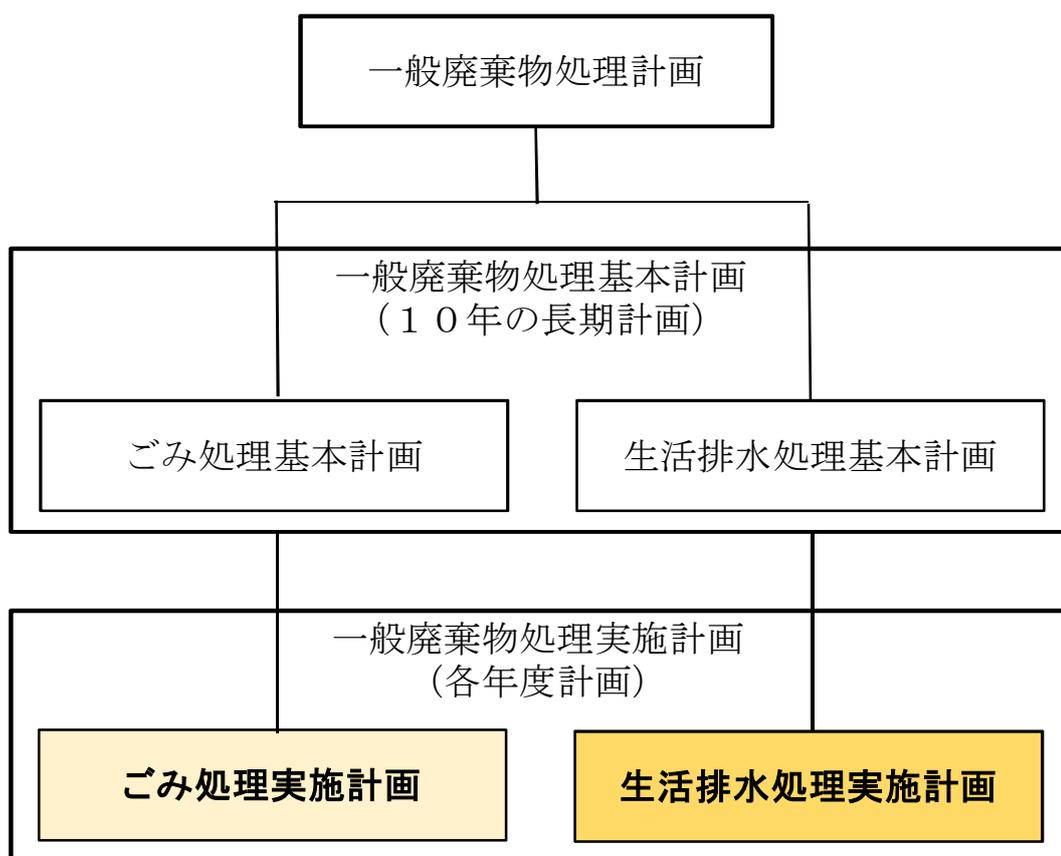
目 次

	ページ
I 総 則	
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画の対象区域	1
3. 計画の期間	1
4. 計画人口	1
II ごみ処理実施計画	
第1章 ごみの排出状況	
1. 総ごみの排出量	4
2. 総ごみ量に占める家庭ごみと事業所ごみの内訳	6
3. 家庭ごみ排出量の推移	7
4. 事業所ごみ排出量の推移	8
5. 総ごみ量の推移	9
第2章 ごみの種類及び分別区分・収集運搬体制	
1. ごみ処理の流れ	10
2. 家庭ごみの排出方法及び収集運搬体制	10
3. 指定ごみ袋・指定シールによるごみ処理手数料	11
4. 事業所ごみの収集運搬体制	12
(1)一般廃棄物処理業許可方針	13
5. 市が収集しない廃棄物	13
6. 医療系廃棄物の適正処理について	14
7. 災害廃棄物の適正処理	16
8. その他	
(1)ボランティア活動への支援	16
(2)犬・猫等の死体の収集、処分	16
第3章 排出抑制・資源化計画	
1. 排出抑制・資源化の方法	
(1)排出抑制方法及び適正処理に関する啓発活動	17
(2)資源ごみの資源化方法	18
2. 収集運搬計画	
(1)令和4年度ごみ搬出量目標	19
(2)収集運搬(家庭ごみ)	19
(3)粗大ごみ、蛍光管・電球の収集運搬	20
(4)許可業者による収集運搬	20
(5)排出禁止物等の収集運搬(条例第14条関連)	20
3. 資源化の取り組み	
(1)市民・事業者・行政が取り組むごみ減量	22
(2)事業所ごみの発生抑制、資源化の推進	22
4. 中間処理・最終処分計画	
(1)ごみ処理に関する管理・運営体制	23
(2)中間処理計画及び最終処分計画	23
5. ごみの処理・処分施設	
(1)西都児湯クリーンセンターのごみ処理・処分に関わる施設概要	25
(2)エコクリーンプラザみやざき・焼却施設概要	27
III 生活排水処理実施計画	
第1章 し尿・浄化槽汚泥の排出状況	28
第2章 し尿・浄化槽汚泥の処理施設	28
第3章 し尿・浄化槽汚泥処理の課題	29

I 総則

1. 計画の位置づけ

本計画は、西都市で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて西都市一般廃棄物処理基本計画「以下、「基本計画」という。」を推進していくため、ごみの減量及びリサイクル、生活排水の適正処理等の推進に関して必要な事項を定めるものです。



一般廃棄物処理計画の構成

2. 計画の対象区域

市内全域

3. 計画の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4. 計画人口

28,888人

※参考資料

※ 住民基本台帳人口・世帯数

	人 口	世 帯 数
令和元年4月1日現在	30,250 人	13,735 人
令和2年4月1日現在	29,792 人	13,820 人
令和3年4月1日現在	29,378 人	13,887 人
令和4年4月1日現在	28,996 人	13,890 人

西都市位置図



II ごみ処理実施計画

ごみ処理基本計画の基本理念や5つの基本方針に基づき、今年度は以下に示す取り組みを実施します（資料1参照）。

市民・事業者・行政が連携した4R運動の推進

「発生抑制」を主体とする3R運動（リデュース、リユース、リサイクル）に、[ごみとなるものを買わない]というリフューズを加えた4R運動を実施する。

ごみ減量化及びリサイクルの促進

より一層のごみの減量化及び資源化を図る。

適正な収集・運搬・処理・処分を実施

安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を行う。

不法投棄の防止の強化

市民・事業者・行政の連携による不法投棄の取締りを強化する。

第1章 ごみの排出状況

1. 総ごみの排出量

(表 1-1) 令和元年度～令和3年度実績

(単位:t)

種 類		排 出 量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
可燃ごみ		5,736.540	5,576.420	5,399.500	
不燃ごみ		92.550	95.420	91.370	
粗大ごみ		379.820	426.130	397.760	
資源ごみ	金属類	185.240	221.237	193.249	
	缶・びん類	225.900	222.190	205.120	
	ペットボトル	79.260	84.970	89.300	
	プラスチック製容器包装類	320.690	327.320	334.830	
	古紙類	新聞・チラシ類	52.930	39.220	38.630
		雑誌・本類	45.580	43.350	44.250
		ダンボール	12.170	12.520	11.600
	蛍光管・電球		2.040	2.380	2.250
	乾電池		7.820	9.620	9.060
	衣類		159.570	172.440	161.440
総 ご み 量		7,300.110	7,233.217	6,978.359	

可燃ごみの排出量の推移 (図 1-1)



粗大ごみ排出量の推移 (図1-2)

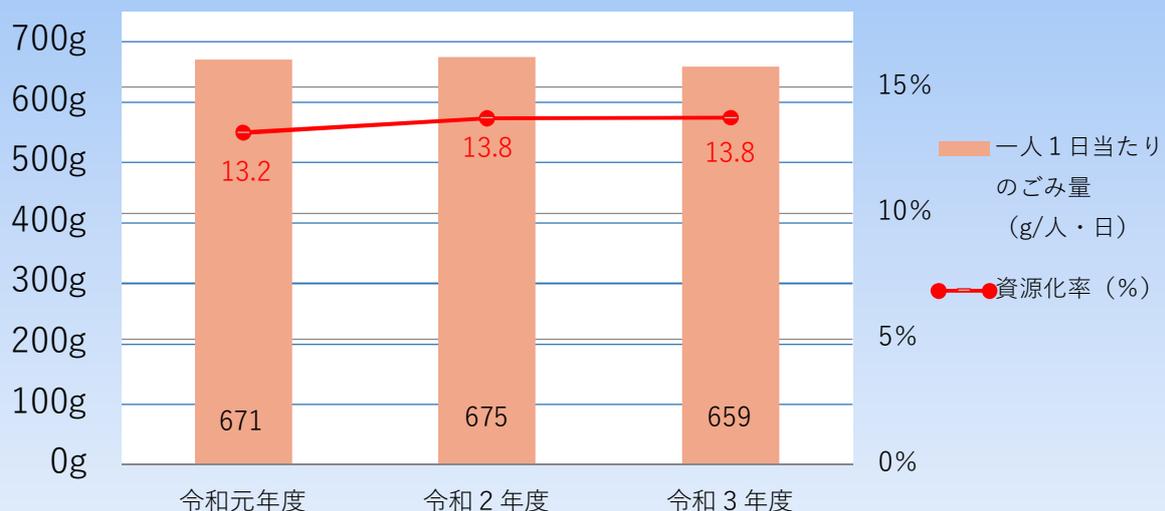


(表1-2) ごみ量の推移と資源化率 (単位:t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
可燃ごみ (t)	5,736.54	5,576.42	5,399.50
不燃ごみ (t)	92.55	95.42	91.37
粗大ごみ (t)	379.82	426.13	397.76
資源ごみ (t)	1,091.20	1,135.25	1,089.73
総ごみ量 (t)	7,300.11	7,233.22	6,978.36
人口 (人)	29,792	29,378	28,996
一人1日当たりのごみ量 (g/人・日)	671	675	659
資源化量	963.41	996.06	962.36
資源化率 (%)	13.2	13.8	13.8

※資源ごみは、金属類、缶・びん類、ペットボトル、プラスチック容器、古紙類、蛍光灯・電球、乾電池、衣類になります。

一人1日当たりのごみ量・資源化率の推移(図1-3)



2. 総ごみ量に占める家庭ごみと事業所ごみの内訳

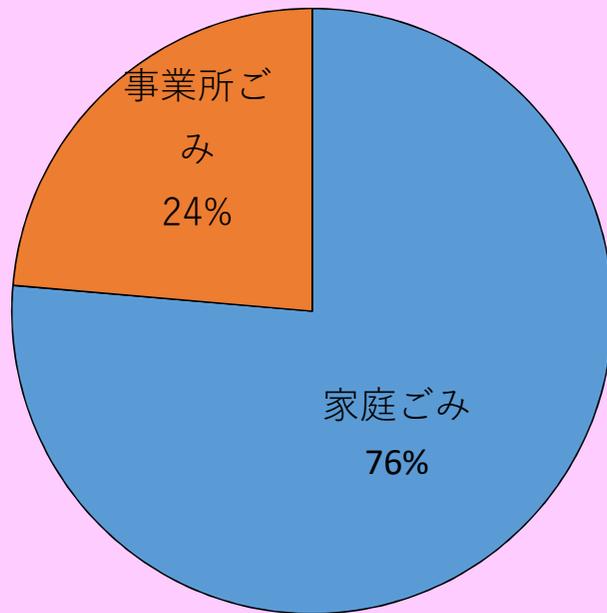
(表1-3) 令和3年度家庭ごみ・事業所ごみ排出量の内訳

(単位：t)

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資 源 ご み								合 計
				金属類	缶・びん類	PETボトル	プラスチック容器	古紙類	蛍光管・電球	乾電池	衣類	
家庭ごみ	3,768.66	82.46	388.53	192.64	205.12	89.30	334.83	94.48	2.25	9.06	161.44	5,328.77
事業所ごみ	1,630.84	8.91	9.23	0.61	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,649.59
総ごみ量	5,399.50	91.37	397.76	193.25	205.12	89.30	334.83	94.48	2.25	9.06	161.44	6,978.36

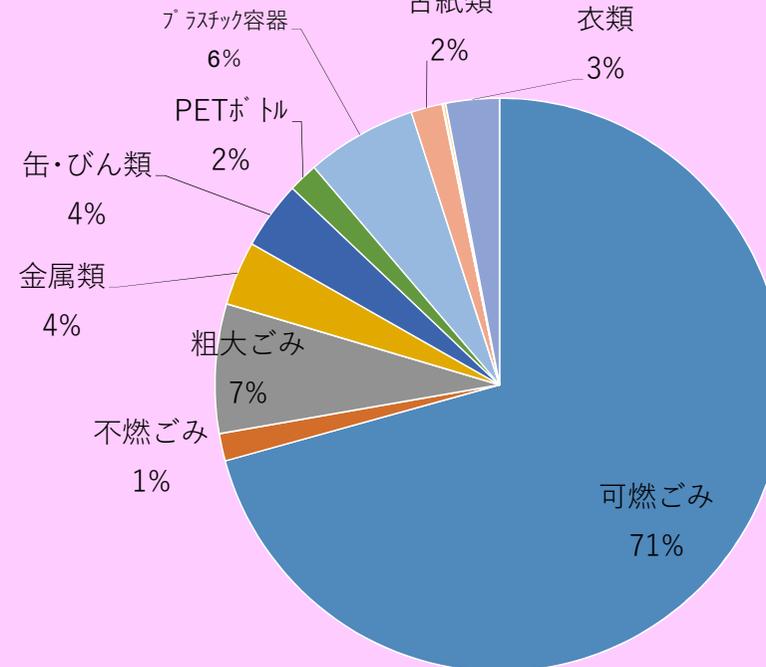
総ごみに占める家庭ごみと事業所ごみの割合

(図1-4)



家庭ごみの種類別排出量の割合

(図1-5)



3. 家庭ごみ排出量の推移

(表1-4)

(単位：t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
可燃ごみ(t)	3,815.28	3,829.80	3,768.66
不燃ごみ(t)	76.45	84.59	82.46
粗大ごみ(t)	369.62	414.62	388.53
資源ごみ(t)	1,079.34	1,129.15	1,089.12
総ごみ量(t)	5,340.69	5,458.16	5,328.77
人口(人)	29,792	29,378	28,996
一人当たり重量 (g/人・日)	491	509	503
資源化量	951.55	989.96	961.90
資源化率(%)	17.82	18.14	18.05

※資源ごみは、金属類、缶・びん類、ペットボトル、プラスチック容器、古紙類、蛍光管・電球、乾電池、衣類になります。

一人1日当たりの家庭ごみ排出量の推移

(図1-6)



資源ごみ量と資源化率の推移

(図1-7)



4. 事業所ごみ排出量の推移

(表1-5) 年度別事業所ごみ排出量の推移

(単位:t)

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	金属類	缶・びん類	プラスチック容器	合計
平成18年度	993.98	2.09	0.13	0.00	0.00	0.00	996.20
平成19年度	1,074.89	0.12	0.00	0.00	0.00	0.00	1,075.01
平成20年度	1,371.15	2.34	0.00	0.00	0.00	0.00	1,373.49
平成21年度	1,500.40	0.61	0.00	0.00	0.00	0.00	1,501.01
平成22年度	1,531.44	2.30	0.00	0.00	0.00	0.00	1,533.74
平成23年度	1,597.07	3.03	0.00	0.00	0.00	0.26	1,600.36
平成24年度	1,648.86	1.82	0.00	0.08	0.40	0.00	1,651.16
平成25年度	1,703.03	21.94	2.93	0.06	7.17	0.27	1,735.44
平成26年度	1,648.86	17.47	2.61	0.00	6.11	0.00	1,675.05
平成27年度	1,963.01	14.39	1.87	0.00	8.96	0.48	1,988.71
平成28年度	1,992.27	13.05	2.96	0.00	6.37	0.54	2,015.20
平成29年度	1,989.84	7.30	6.31	0.00	6.16	0.53	2,010.14
平成30年度	1,963.85	11.48	6.29	2.14	4.68	0.63	1,989.07
令和元年度	1,921.26	16.10	10.20	2.33	8.08	1.45	1,959.42
令和2年度	1,746.62	10.83	11.51	1.58	3.39	1.13	1,775.06
令和3年度	1,630.84	8.91	9.23	0.61	0.00	0.00	1,649.59

事業系ごみ（可燃ごみ）の搬入量の推移

(図1-8)

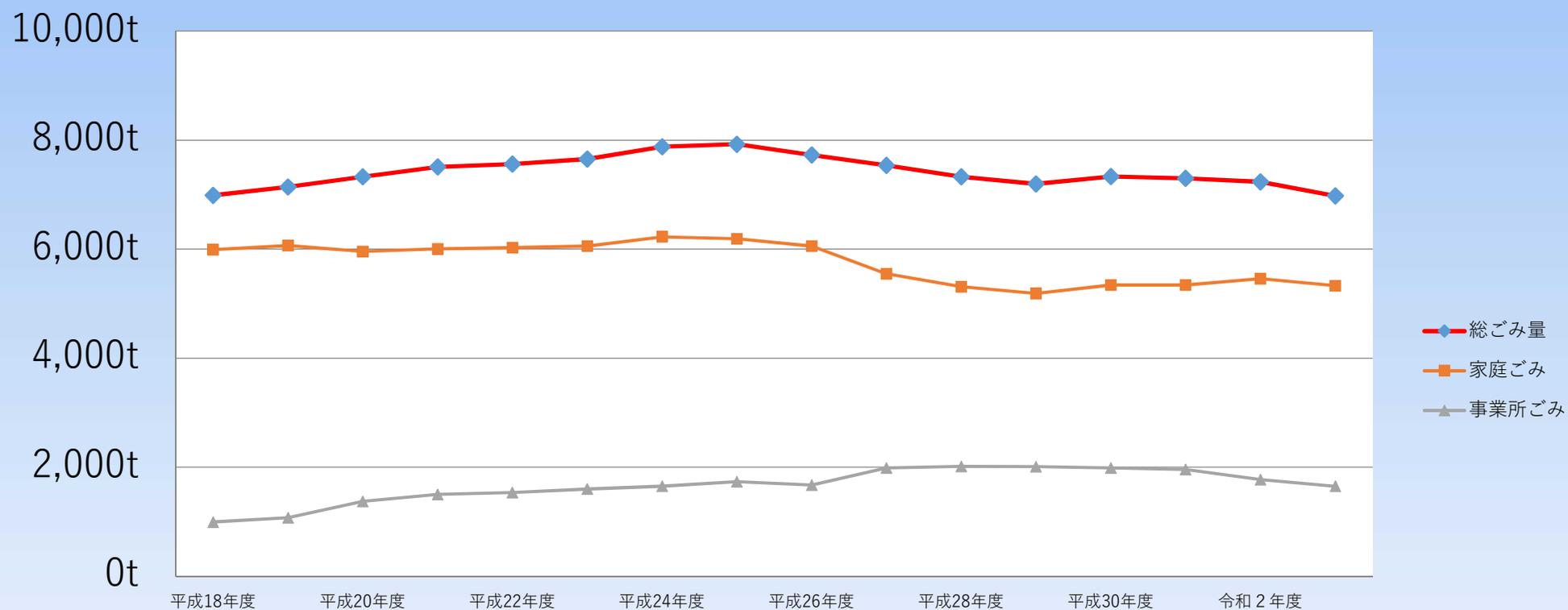


5. 総ごみ量の推移

(表1-6) (単位:t)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総ごみ量	6985.82	7141.51	7330.18	7507.93	7559.95	7655.75	7877.36	7926.19	7731.12	7536.07	7326.87	7199.05	7333.33	7300.11	7233.22	6978.36
家庭ごみ	5989.62	6066.50	5956.69	6006.92	6026.21	6055.39	6226.20	6190.75	6056.07	5547.36	5311.67	5188.91	5344.26	5340.69	5458.16	5328.77
事業所ごみ	996.20	1075.01	1373.49	1501.01	1533.74	1600.36	1651.16	1735.44	1675.05	1988.71	2015.20	2010.14	1989.07	1959.42	1775.06	1649.59

総ごみ量の推移 (図1-9)



第2章 ごみの種類及び分別区分・収集運搬体制

1. ごみ処理の流れ

家庭ごみについては、全て「西都児湯クリーンセンター（以下、「クリーンセンター」という。）へ持ち込まれ、可燃ごみ以外はクリーンセンター内のリサイクル施設で、可燃ごみについてはクリーンセンターの中継施設で圧縮した後、アームローラー車で宮崎市内の「エコクリーンプラザみやざき」に運搬し焼却処理しています。

なお、クリーンセンター内で発生する選別残渣についてはクリーンセンター最終処分場で、焼却残渣についてはエコクリーンプラザみやざきの最終処分場で埋立処分しています。

2. 家庭ごみの排出方法及び収集運搬体制

家庭ごみについては、資料2のとおり分別し、市が定める収集日程（資料3参照）により、定められた集積場所に排出することになっています。

適正に分別された家庭ごみについては、表2-1のとおり収集運搬され、クリーンセンターに搬入し処理しています。また、直接、再商品化事業者にも搬入しています。

家庭ごみの処理フローは図2-1のとおりです。

(表2-1) 家庭ごみの収集・運搬体制

区分 項目	可燃ごみ		不燃ごみ		古紙類 ※1 ①新聞・チラシ類 ②雑誌・本類 ③ダンボール	衣類 ペットボトル 缶・びん類 金属類	プラスチック 製容器包装類	乾電池	粗大ごみ 蛍光管・電球 ※2 小型充電式電池 ※3
	対象地域	市内全域							
対象人口	28,996人(令和4年4月1日現在)								
収集運搬形態	委託								
委託業者	有限会社 西都衛生公社								
収集方式	集積所収集(ステーション方式) 約1,300箇所								
収集回数※4	2回/週	1回/月	2回/月	1回/月	1回/週	全収集日			
排出容器	青袋	赤袋	指定シール 黄袋(③を除く)	黄袋	緑袋	指定なし (透明のビニール袋)		個人搬入 (収集なし) 運搬は随時	
収集車	パッカー車 3.0t 1台、2.6t 2台、2.57t 3台、2.45t 1台、2.35t 2台、 2.25t 3台、 トラック(ホク車)1.35t 1台、軽トラ0.35t 1台								
車種・台数									
収集人員	11人								

※1 古紙類（ダンボールを除く）

高齢者等が紐を縛ったりする手間を省くため、令和元年9月1日より黄色の指定袋でも収集しています（重さの目安：7kg以内）。

※2 蛍光管・電球

蛍光管・電球をリサイクルするため、生活環境課、各支所、西都市粗大ごみ置き場に回収箱を設置し拠点回収を行っています。

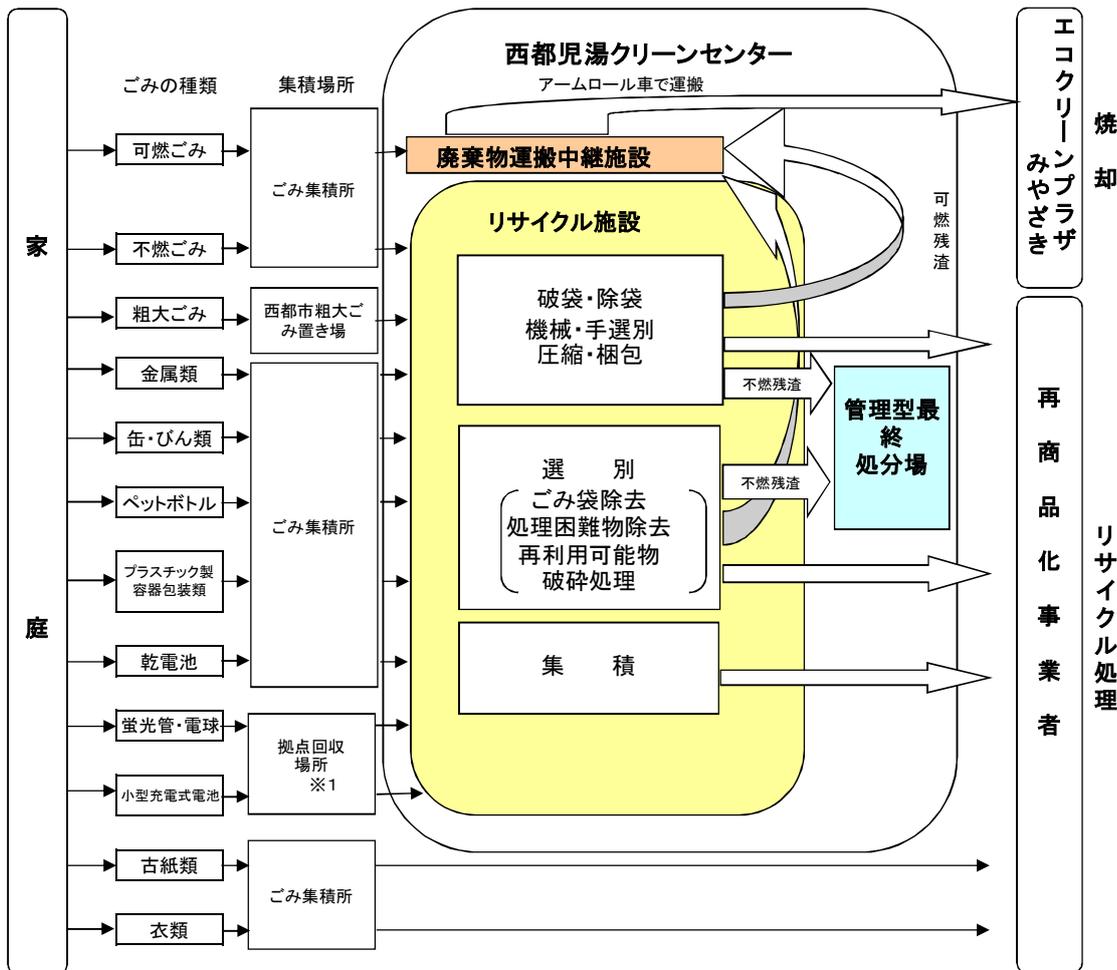
※3 小型充電式電池

ごみ収集車やごみ処理施設での発煙や発火事故を防止するため、小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）の拠点回収を行っています。回収場所は、蛍光管・電球と同じです。

※4 収集回数

東米良地区の収集回数は、可燃ごみが週1回、プラスチック製容器包装類が月2回、その他は月1回です。

家庭ごみ処理フロー(図2-1)



※1 生活環境課、各支所、西都市粗大ごみ置き場

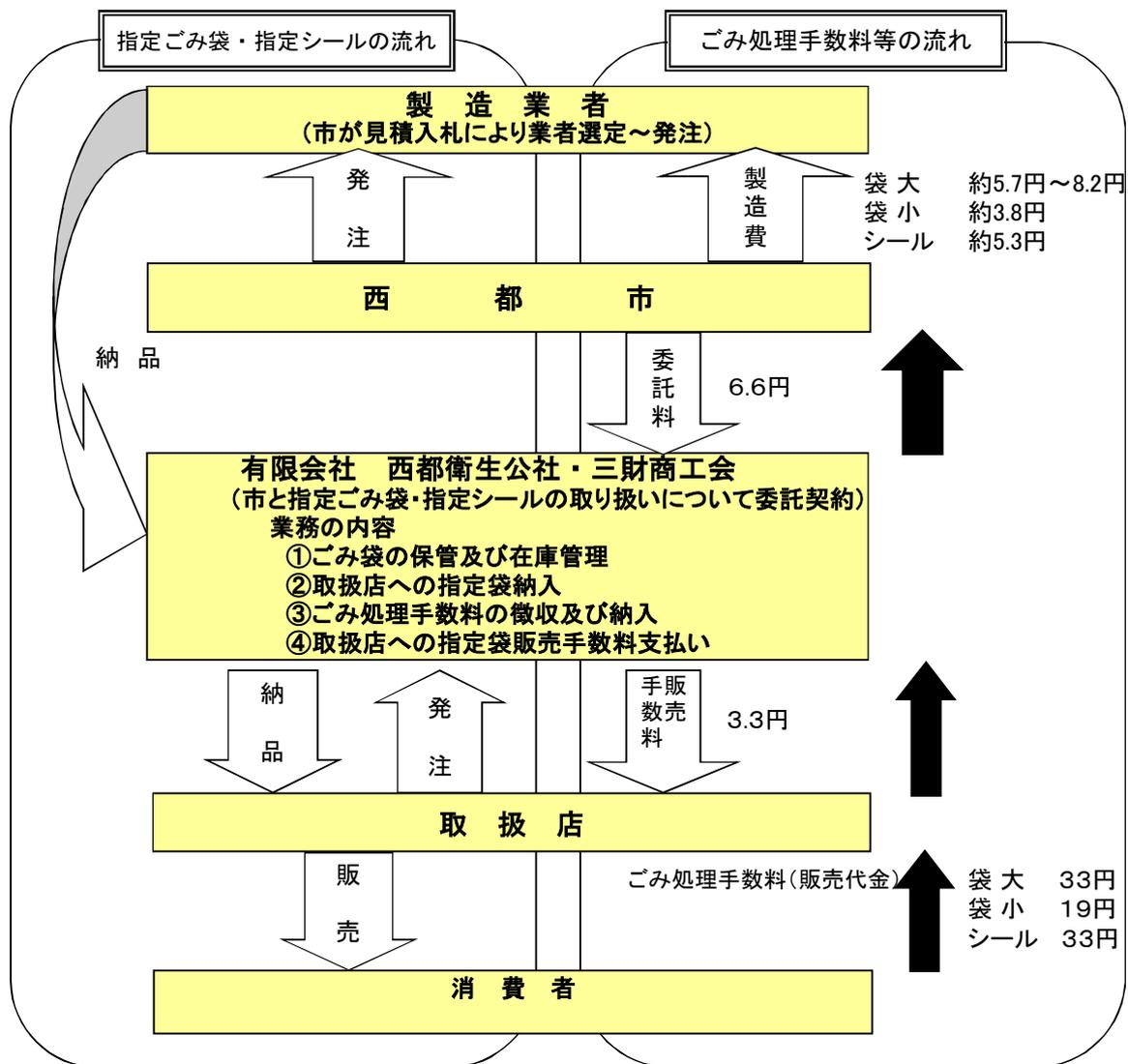
3. 指定ごみ袋・指定シールによるごみ処理手数料

西都市指定ごみ袋・指定シールの規格及びごみ処理手数料は、表2-2のとおりです（規格の詳細は資料4参照）。また、ごみ処理手数料フローは図2-2のとおりです。

(表2-2) 指定ごみ袋・指定シールの規格及びごみ処理手数料の金額

種	類	色	寸法 (mm)	手数料 (円/枚)	容量等
			(縦×横×マチ幅×厚)		
大	燃やせるごみ専用	青	700×340×160×0.04	33	29.4ℓ/枚
	燃やせないごみ専用	赤	800×400×200×0.04		48.0ℓ/枚
	資源ごみ用	黄			
	プラスチック製容器包装類専用	緑			
小	燃やせるごみ専用	青	580×320×80×0.04	19	11.5ℓ/枚
	燃やせないごみ専用	赤			
	資源ごみ用	黄			
シール(古紙類用)		黄	100×150(縦×横)	33	5kg~7kg/枚

指定ごみ袋・指定シール及びごみ処理手数料等フロー(図2-2)



4. 事業所ごみの収集運搬体制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）第3条では、「事

業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定しています。

本市では、事業所ごみ（事業系一般廃棄物）については、市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可業者（資料5参照）に収集運搬を委託するか、直接、再商品化事業者（リサイクル業者）に依頼するよう適正処理の指導をしています。

一般廃棄物収集運搬業許可業者がクリーンセンターにごみを搬入する際は、クリーンセンターの設置及び管理に関する条例第13条の規定により、搬入ごみ量10kgにつき60円（消費税別途加算）のごみ処理手数料を徴収しています。

(1) 一般廃棄物処理業許可方針

法第7条第5項及び第10項に規定される一般廃棄物処理業の許可に関する市の方針については、次のとおりとします。

①新規許可

ア 収集運搬業

既存の許可業者の処理能力、処理実績及び本市におけるごみの排出量が今後も減少傾向が続くと見込まれること、及び現行の体制で適正な処理が確保されていることを総合的に勘案し、原則として新規の許可はしないものとします。

ただし、ごみの減量化・資源化を目的とした処分業と併せて収集運搬を行う場合で、当該廃棄物が適正に処理されることが確実であるものについては、事業計画等を審査した上、必要に応じて条件を付して新規に許可するものとします。

なお、原則として積替保管については許可しません。

イ 処分業

ごみの減量化・資源化を目的とした処分を行う場合又は現行の体制で適正な処理が困難なごみを処分する場合において、当該廃棄物が適正に処理されることが確実であるものについては、事業計画等を審査した上必要に応じて条件を付して新規に許可するものとします。

なお、本市の区域外で発生したごみの処分又は埋立てを目的とした処分は、原則として許可しません。

②更新許可等

既存の許可業者については、法及び関係法令、西都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下、「条例」という。）及び同施行規則（以下、「規則」という。）、許可基準及び許可するにあたって付した条件の遵守状況や処理実績を審査した上で更新を許可するものとします。

また、事業範囲の変更については、上記①を適用するものとします。

5. 市が収集しない廃棄物

(表2-3)市が収集しない廃棄物の種類及び処理方法

番号	種類	具体例	処理方法
1	産業廃棄物	資料6のとおり	事業者が産業廃棄物収集運搬・中間処理・最終処分業者に直接依頼し処理
2	容積、重量が著しく大きいもの	バイク、農機具、電気温水器、大型金属塊 など	販売店、製造元に引渡し適正処理
3	土、砂、石	土、砂、石	ごみとしては扱わない。購入された場合は、購入店にご相談ください。
4	危険性のあるもの	ガスボンベ、消火器、バッテリー など	専門店で引渡し適正処理
5	引火性のあるもの	ガソリン、灯油 など	お近くのガソリンスタンドへ処理についてご相談ください。

6	有害性のあるもの	農薬、毒物、劇物、塗料等溶剤、感染性を有するもの など	販売店、製造元に引渡し適正処理
7	特別管理一般廃棄物：(法第2条第3項に規定された物)	一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れがある性状を有するものとして政令で定めるもの	厳重な管理のもと適正に処理 ※6. 参照
8	特定家庭用機器(※)	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	販売店、製造元に引渡し、家電リサイクル法に基づき適正処理
9	自主回収対象パソコン	パソコン	販売店、製造元に引渡し、パソコンリサイクル法に基づき適正処理
10	一時多量ごみ	引越し、家等の片付けにより発生した一時多量ごみ	事前の申し出により、生活環境課にて預かる。ただし、適正なごみ分別が必要
11	事業系一般廃棄物	事業活動に伴い発生した一般廃棄物	事業者は、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を依頼し、クリーンセンター又は再商品化事業者において適正処理

※ 販売店等に引取義務のないものについては、家電リサイクル券を購入した特定家庭用機器のみ処理手数料を徴収し、西都市粗大ごみ置き場にて受け入れています(直接搬入)。

6. 医療系廃棄物の適正処理について

医療機関等(※)の医療行為等に伴って排出される廃棄物は、医療廃棄物として排出者自らが適正に処理することになっています。その中でも、感染性を有する恐れのある感染性廃棄物は、特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物として、厳重な管理のもと適正に処理を行なうことが法に規定されています。(医療機関等から発生する主な廃棄物は表2-4のとおり、感染性廃棄物の種類と具体例は表2-5のとおり)です。

しかしながら、最近、使用済注射針等の感染性廃棄物を含む医療系廃棄物がクリーンセンターに搬入される不適正処理事例が確認されました。

今後引き続き、高鍋保健所と連携しながら、各医療機関に対する指導の徹底を図っていきます。

注) ※ 病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設、試験研究機関(医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。)

医療機関等から発生する主な廃棄物(特別管理廃棄物に該当するものを含む)
(表2-4)

種 類		具 体 例
産業 廃棄物	燃え殻	焼却灰の残灰
	汚 泥	血液(凝固したものに限る。)、検査室・実験室などの排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃 油	アルコール・キシロール・クロロホルムなどの有機溶剤、灯油・ガソリンなどの燃料油、冷凍機やポンプなどの潤滑油、その他の油
	廃 酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性廃液

種 類		具 体 例
産業廃棄物	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液(凝固していない状態のもの)、その他のアルカリ性廃液
	廃プラスチック	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、その他合成樹脂製のもの
	ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等
	金属くず	金属製の機械器具、注射針、金属性ベット、その他の金属性のもの
	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他ガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設・ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
一般廃棄物	紙くず類、厨芥、繊維くず(包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類)、たばこの吸い殻、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した燃え殻など	

(表2-5) 医療機関等から発生する感染性廃棄物の種類と具体例

【感染性廃棄物の種類】		
1.血液等		
2.手術に伴って発生する病理廃棄物		
3.血液等が付着した鋭利なもの		
4.病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの		
5.その他血液が付着したもの		
6.汚染物質若しくはこれらが付着した又はそれらの恐れのあるもので1~5に該当しないもの		
【具体例】		
種類	感染性一般廃棄物	感染性産業廃棄物
1		血液、血清、血漿、体液(精液を含む。)、血液製剤
2	臓器、組織	
3		注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等
4	試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体等	実験、検査等に使用した試験管、シャーレ等
5	血液等が付着した紙くず、繊維くず(脱脂綿、ガーゼ、包帯等)等	血液等が付着した実験・手術用の手袋等
6	汚染物が付着した紙くず、繊維くず	汚染物が付着した廃プラスチック等

7. 災害廃棄物の適正処理

自然災害の発生に伴う災害廃棄物やし尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の保全を図るためには、事前に十分な対策を講じておかなければなりません。災害に伴い発生するごみについては、必要に応じて西都市災害廃棄物処理行動計画（平成30年改訂）に基づいて適正に処理を行います。

なお、災害ごみの分別については、資料7のとおりです。

また、仮置場・集積場所の設置については、中継機能を勘案しながら随時検討し、速やかに対応できるようにします。

(1) 災害時に協力する協定書を締結

災害時に発生した廃棄物及び避難所で発生した廃棄物等の撤去、収集運搬、処分等に関し、令和3年3月24日に一般社団法人 宮崎県産業資源循環協会と災害時における廃棄物の処理等に関する協定書を締結しました。

8. その他

(1) ボランティア活動への支援

市では環境美化を促進するため、道路、公園等の公共の場所において、自主的に清掃活動を行う団体・個人等に対し、必要なごみ袋を無償にて支給するなど、ボランティア活動に対する支援を行っていきます。

なお、ボランティアごみの分別については、資料8のとおりです。

(2) 犬・猫等の死体の収集、処分

犬・猫等の死体については、その所在地の所有者又は管理者が自らの責任で収集及び処理を行わなければなりません。

一般廃棄物として排出された死体は、市からクリーンセンターを経由し、エコクリーンプラザみやざきにおいて焼却処理されます。

なお、生活環境課に持ち込まれた場合には、1頭につき100円の処分手数料を徴収しています。

第3章 排出抑制・資源化計画

1. 排出抑制・資源化の方法

(1) 排出抑制方法及び適正処理に関する啓発活動

(表3-1)

施策	内容
有料指定ごみ袋制度	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年7月からごみの排出抑制とごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、有料指定ごみ袋制度を実施しており、今後も同制度を継続していきます。
生ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭の可燃ごみの約半分を占める生ごみの減量化を推進するため、「生ごみの水切り、ひとしぼり」の普及啓発を図ります。 家庭から排出される生ごみの減量化のため、生ごみ処理機を購入する世帯を対象とし、購入費の一部を補助します(資料9参照)。 食品ロスを削減するため、「食材を買い過ぎない・使い切る・食べ切ることの実践」「30・10(さんまる・いちまる)運動」の普及啓発を図ります。
資源物回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> 現在の8種11分別の回収継続を行います。 資源物の円滑なりサイクルを図るため不適合物の混入を抑制し、品質を確保するための取組を行います。
分別収集の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 異物の混入をなくすため、より一層の啓発を行い、適正な分別排出の徹底に努めます。
事業所ごみの適正処理・減量化の推進(※1)	<ul style="list-style-type: none"> 中継施設に搬入する収集車両の内容物検査(展開検査)や排出事業所及び許可業者への立入検査を行い、事業所ごみの適正処理の推進を図ります。 許可業者への講習会を通して、ごみの減量化、資源化について普及啓発を図ります。
不法投棄防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄の多発箇所への重点的なパトロールや監視カメラの設置を行うとともに、関係機関と協力した監視体制の強化を図ります。 看板の設置により、不法投棄撲滅のための啓発活動を行います。
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報紙やホームページを積極的に活用し、ごみやリサイクルに関して分かりやすい情報の提供と内容の充実を図ります。
環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 小学4年生を対象にした環境ポスターの作成やごみ処理施設見学など、環境学習に取り組みます。 幅広い年齢層を対象に、出前講座、環境イベント等を開催します。
市民との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自治会や市民団体と連携し、環境保全及び循環型社会構築の取組を推進するとともに、その自主的な活動(ボランティア活動等)を支援します。

※1 ・平成27年4月から家庭ごみとの完全分離
 ・令和3年4月からクリーンセンターに搬入できる事業系一般廃棄物は生ごみ及び資源化できない紙類、木くず(剪定枝・木製品)、繊維くずのみとなった(資料10、資料11参照)。

(2)資源ごみの資源化方法

(表3-2)

項目	概要
金属類	リサイクル施設において金属類を回収し、金属製品の原料として資源化を図ります。
缶類	分別収集を実施し、金属製品の原料として資源化を図ります。
びん類	分別収集を実施し、容器包装リサイクル法(※1)に基づき資源化を図ります。
ペットボトル	分別収集を実施し、容器包装リサイクル法に基づき資源化を図ります。
プラスチック製容器包装類	分別収集を実施し、容器包装リサイクル法に基づき資源化を図ります。
古紙類	分別収集を実施し、再生紙の原料として資源化を図ります。
蛍光管・電球	拠点収集を実施し、リサイクル施設において選別後、ガラス製品等として資源化を図ります。
乾電池	分別収集を実施し、金属製品の原料等として資源化を図ります。
衣類	分別収集を実施し、固形燃料の原料として資源化を図ります。
小型家電	処理施設において小型家電を選別し、小型家電リサイクル法(※2)に基づき資源化を図ります。
家電リサイクル法(※3)対象物	排出者の責任において処理するものとします。
資源有効利用促進法(※4)対象物	資源有効利用促進法に定める指定再資源化製品のうち、パソコン及び小型充電式電池は、排出者の責任において処理するものとします。

※1 容器包装リサイクル法 : 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

※2 小型家電リサイクル法 : 使用済小型電子機器等の資源化の促進に関する法律

※3 家電リサイクル法 : 特定家庭用機器再商品化法

※4 資源有効利用促進法 : 資源の有効な利用の促進に関する法律

2. 収集運搬計画

(1) 令和4年度ごみ排出量目標

(表3-3)

区 分	令和4年度目標
可燃ごみ	5,354 t
不燃ごみ	71 t
粗大ごみ	259 t
計	5,684 t
資源ごみ	1,094 t
合 計	6,778 t
資 源 化 率	14.2%

(2) 収集運搬(家庭ごみ)

(表3-4)

ごみの種類 (※1)		収集回数 (※2)	収 集 等 の 方 法	収集量	
可 燃 ご み		週2回	指定袋(※3)に入れて集積所(※4)に排出(※5)されたごみを収集車両で収集します。	3,484 t	
不 燃 ご み		月1回		64 t	
資 源	金 属 類	月1回		218 t	
	缶・びん類	月1回		214 t	
	ペットボトル	月1回		79 t	
	プラスチック 製容器包装類	週1回		316 t	
ご み	古 紙 類	月2回		ひもで十字にしぼって指定シールを貼って又は指定袋に入れて集積所に排出された古紙類を収集車両で収集します。	99 t
	衣 類	月1回		指定袋に入れて集積所に排出された衣類を収集車両で収集します。	158 t
	乾 電 池	各地区のごみの収集日		透明なビニール袋に入れて集積所に排出された乾電池を収集車両で収集します。	8 t

※1 種 類 : 具体的な対象物は資料2のとおり

※2 収集回数 : 地域ごとの収集日程は資料3のとおり

※3 指 定 袋 : 西都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条に規定する指定袋(種類等については表2-2参照)

※4 集 積 所 : 西都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条に規定する集積所

※5 排 出 : 決められた集積所に、収集日の朝、8時までに排出するものとします。

(3) 粗大ごみ、蛍光管・電球の収集運搬

(表3-5)

一般廃棄物の種類	収集等の方法	収集量
粗大ごみ	家庭から直接西都市粗大ごみ置き場に持ち込まれた粗大ごみをクリーンセンターへ運搬排出します。	259 t
蛍光管・電球	生活環境課や各支所等に持ち込まれた蛍光管・電球をクリーンキーパーが回収し、西都市粗大ごみ置き場に一時保管後、クリーンセンターへ運搬排出します。	2.0 t

(4) 許可業者による収集運搬

(表3-6)

一般廃棄物の種類	収集等の方法	収集量	
可燃ごみ	排出者が許可業者に依頼し、収集運搬するものとします。	1,870 t	
不燃ごみ		7 t	
粗大ごみ		0 t	
資源ごみ		金属類	0 t
		缶・びん類	
	プラスチック製容器包装類		

(5) 排出禁止物等の収集運搬(条例第14条関連)

(表3-7)

一般廃棄物の種類	収集等の方法	
家電リサイクル法対象物	取引義務がある小売業者又は製造業者が指定する引き取り場所に直接持ち込むか若しくは許可業者に収集運搬を依頼するか、販売店等に取引義務のないものは、西都市粗大ごみ置き場へ直接個人で持ち込むものとします。	
資源有効利用促進法対象物	パソコン	取引義務がある製造業者又は輸入事業者へ回収を依頼し、自作パソコンは一般社団法人パソコン3R推進協会に回収を依頼するものとします。
	小型充電式電池	一般社団法人JBRCが行う小型充電式電池リサイクルにおけるリサイクル協力店に直接持ち込み、引き取りを依頼するか若しくは生活環境課又は各支所、西都市粗大ごみ置き場に直接持ち込むものとします。

一般廃棄物の種類		収 集 等 の 方 法
広域認定制度対象物	二輪車	公益財団法人自動車リサイクル促進センターが行う二輪車リサイクルシステムにおける指定引取場所又は廃棄二輪車取扱店に直接持ち込み、引取りを依頼するものとします。
	F R P 船	一般社団法人日本マリン事業協会が行うF R P船リサイクルシステムにおける登録販売店に回収を依頼するものとします。
	消火器	一般社団法人日本消火器工業会が行う消火器リサイクルシステムにおける特定窓口又は指定引取場所に直接持ち込み、引取りを依頼するものとします。
自動車用タイヤ 二輪車用タイヤ		タイヤ販売店に直接持ち込み、引取りを依頼するものとします。
特別管理一般廃棄物		特別管理産業廃棄物処分業者に直接持ち込む、又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者に収集運搬を依頼するものとします。
在宅医療廃棄物		在宅医療廃棄物のうち、注射針、採血用穿刺針及び翼状針等の鋭利な物又は注射筒等の注射針を伴う医療器具は、提供を受けた医療機関又は調剤薬局へ返却するものとします。
有害性のある物 爆発性のある物 引火性のある物 (特別管理一般廃棄物を除く。)		劇物、毒物、農薬等の有害性のある物、プロパンガスボンベ、酸素ボンベ等の爆発性のある物、ガソリン、灯油、シンナー、塗料等の引火性のある物については、購入した販売店又は専門業者に引取りを依頼するものとします。
上記以外の物で、市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物		大型ピアノ、大型機械器具（耕運機等）、耐火金庫（手提げ金庫を除く。）、自動車及び二輪車解体部品（タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等）、家屋等の自己解体に伴う多量の建設廃材（木くず・コンクリートがら等）、多量の事業系一般廃棄物（資源化可能な古紙類、又は木くず類等）等の市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとします。

3.資源化の取り組み

(1)市民・事業者・行政が取り組むごみ減量

資源ごみの分別収集が一定の効果を上げている状況の中で、さらなるごみの減量化を行うためには、使い捨て製品や容器包装を多用する消費生活を見直し、発生抑制を進める必要があります。引き続きマイバッグの利用促進など広報紙等を活用し市民への啓発を図ります。

(表3-8)市民・事業者・行政が取り組むごみ減量の具体的内容例

主 体	取 り 組 み 内 容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○買い物にはマイバッグを持参 ○詰め替え製品の優先的な購入 ○再生製品などの優先的購入（グリーン購入） ○長く愛用できるものを購入 ○必要なものを必要な個数だけ購入 ○環境に配慮している販売店で購入 ○食品ロスの削減 ○使用頻度の低いものはレンタル又はリースサービスを利用 ○買い換えの前に修理サービスを利用 ○リサイクルショップやフリーマーケットの利用 ○販売店による店頭回収や資源回収への協力 ○コンポストや電動生ごみ処理機を活用した生ごみの堆肥化 ○環境教育・環境学習や環境保全のための活動への積極的な参加・協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ペーパーレス化及び古紙回収の推進 ○業務用生ごみ処理機の導入等による食品リサイクルの取り組み ○廃棄物の減量及び再利用に関する計画の作成 ○グリーン購入の推進 ○使い捨て製品の製造販売や過剰包装の見直し、簡易包装の推進、レジ袋の削減 ○詰め替え製品や再生製品の製造販売 ○使用済み製品の下取り又は引取り、リサイクル等の推進 ○店頭回収や資源回収の実施 ○食品ロスの削減 ○販売店における環境配慮型製品の品揃え、展示の工夫 ○自らの責務によるごみ処理及び事業所から発生する資源ごみの分別
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○市民に対するごみ処理現状の周知 ○市民及び事業者に対する4Rに関する普及啓発 ○市民に対する電動生ごみ処理機等の普及及び購入補助 ○資源回収をする団体に対する支援 ○多量排出事業所に対する減量化等の指導 ○フリーマーケット、環境配慮型製品などの情報提供 ○事業者としての環境マネジメントシステムの構築、グリーン購入などの率先実行

(2)事業所ごみの発生抑制、資源化の推進

事業所ごみについては、家庭ごみと同様に、分別の徹底及び減量・再資源化を図り、事業者が自らの責務において、市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託し運搬・処分する体制を確立していく必要があります。平成27年度から家庭ごみとの完全分離に努めてきましたが、未だ理解が進んでいないように見受けられます。今後も引き続き事業者への啓発を図っていきます。

4. 中間処理・最終処分計画

(1) ごみ処理に関する管理・運営体制

① 管理・運営体制(表3-9)

区 分		体 制	管 理	運 営
収 集 ・ 運 搬			有限会社 西都衛生公社	委 託
中間処理	西都児湯クリーンセンター		西都児湯環境整備事務組合	一部事務組合
	エコクリーンプラザみやざき		宮崎市	委 託
最終処分	西都児湯クリーンセンター		西都児湯環境整備事務組合	一部事務組合

② 西都児湯環境整備事務組合の概要(表3-10)

名 称	西都児湯環境整備事務組合
設立目的	ごみ処理事業の効率化、計画的な広域処理の推進
構成自治体	西都市、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、西米良村

③ エコクリーンプラザみやざきの概要(表3-11)

名 称	エコクリーンプラザみやざき
設立目的	ごみ処理事業の効率化、計画的な広域処理の推進
関係自治体	宮崎・東諸県地区 宮崎市、国富町、綾町 西都児湯地区 西都市、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、西米良村

④ 西都児湯クリーンセンターの概要(表3-12)

施設名称	西都児湯クリーンセンター再生の森
施設所管	西都児湯環境整備事務組合
設置場所	西都市大字南方6548-1
敷地面積	337,637 m ²

(2) 中間処理計画及び最終処分計画

ア. 宮崎県ごみ処理広域化計画に基づく広域処理について

宮崎県ごみ処理広域化計画に基き、平成17年度に「西都児湯クリーンセンター」及び「エコクリーンプラザみやざき」が稼動したことにより、西都児湯ブロックにおける施設整備は完了し、西都児湯管内市町村の分別区分、資源化計画、料金体系など、基本的なごみ処理体制が統一されました。

イ. 中間処理計画

◇可燃ごみ

「クリーンセンター」中継施設を經由し、全量「エコクリーンプラザみやぎ・焼却溶融施設」で焼却処分を行います。

◇プラスチック製容器包装類

「クリーンセンター」リサイクル施設（以下、「リサイクル施設」という。）で破袋（機械処理）し、手選別により汚れた物など不適正物を除去した後、圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会指定法人ルートにより資源化を行います。

◇不燃ごみ、金属類、粗大ごみ

リサイクル施設に集積し、受入ヤード内で破袋・除袋した後、作業により粗選別を行います。粗選別では、破袋したごみ袋を回収するとともに、処理困難物（鋼製ワイヤー、磁石等）及び爆発物等（カセットボンベ缶、使い捨てライター等）の除去を行います。粗選別後、破砕機により鉄・アルミ・可燃物残渣・不燃物残渣の4種類に選別し、鉄・アルミは資源化、可燃物残渣は焼却処分、不燃物残渣は最終処分場に埋立処分を行います。

◇缶・びん類

リサイクル施設で破袋（機械処理）し、選別機によりアルミ缶・スチール缶・びん類に選別した後、アルミ缶・スチール缶はそれぞれ圧縮機で圧縮し、びん類は手選別により不適正物を除去した後、無色・茶色・その他の色に選別します。その後、それぞれ再商品化事業者に引渡し資源化を行います。

◇ペットボトル

リサイクル施設で破袋（機械処理）し、手選別により不適正物を除去した後、圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会指定法人ルートにより資源化を行います。

◇衣類、古紙類

収集後、専門業者に引き渡し、資源化を行います。

◇蛍光管・電球、乾電池、小型充電式電池

リサイクル施設に集積後、専門業者に引き渡し、資源化又は適正処理を行います。

ウ. 最終処分計画

◇一般廃棄物最終処分場

リサイクル施設で選別した資源化できない不燃物残渣の埋立処分を行います。

5. ごみの処理・処分施設

西都児湯地域では、西都児湯環境整備事務組合の旧焼却施設の老朽化、最終処分場不足等深刻な問題を抱えていたため、宮崎県ごみ処理広域化計画において施設整備が緊急かつ最重要課題として位置付けられていました。

その後、平成17年4月に「クリーンセンター」、同年11月「エコクリーンプラザみやざき」がそれぞれ稼動したことにより、西都・児湯ブロック及び宮崎・東諸ブロックの広域化計画は完了しました。

クリーンセンターは焼却施設を備えていないため、可燃ごみは廃棄物運搬中継施設を経由し、宮崎市にあるエコクリーンプラザみやざきの焼却施設に運搬しています。

クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざきの施設概要は、図3-1、表3-13及び表3-14のとおりです。

西都児湯クリーンセンター概要図(図3-1)



(1)西都児湯クリーンセンターのごみ処理・処分に関わる施設概要

(表3-13)

施設名	施設の目的	処理能力	備考
リサイクル施設			
処理施設	関係市町村から収集された不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみを集積し、資源物を回収する。 回収した資源物は、後述するストックハウスで一時貯留し、指定業者に引き取ってもらう。	45t/5h	
ストックハウス	処理施設で回収された資源物を一時貯留する。	—	

施設名	施設の目的	処理能力	備考
中継施設	関係市町村から収集された可燃ごみを集積し、圧縮した後、アームローラー車（20tの運搬車輻）に積み替え、エコクリーンプラザみやざきの焼却施設まで運搬する。	86t/5h	
最終処分場			
埋立地	上記のリサイクル施設（処理施設）から発生する不燃物処理残渣を主体に埋立処分する。 本施設は、貯留構造物、遮水工、浸出水集排水施設、雨水集排水施設、モニタリング施設などで構成する。	約89,000m ³	
浸出水処理施設	埋立地から発生する浸出水を公共水域（鬼付女川上流部）に放流できる水質まで処理する。 本施設は、浸出水の流量を調整する水槽と水処理プラント設備で構成する。	110m ³ /日	
プラザ施設	リサイクル活動の拠点施設として、再生品（修理した家具・自転車など）の展示・販売や、普及啓発活動を行う。	—	
場内道路	ごみの収集運搬車輻、クリーンセンターの維持管理車輻、来訪車輻等の通行に利用する。		
防災調整池	地形の改変に伴って発生が危惧される雨水起因の災害を抑制する。		
管理施設			
管理棟	クリーンセンター施設管理や安全管理等を統合的に実施するための施設。 棟内には、管理事務室、会議室、更衣室、洗面所などを設ける。		
トラックスケール	ごみの収集運搬車輻の重量を計測し、搬入ごみ量を把握する。		
洗車設備	クリーンセンターで維持管理する車輻（大型の可燃ごみ運搬車輻など）を洗車する。なお、洗車排水は、上述した最終処分場の浸出水処理施設で処理する。		

施設名	施設の目的	備考
雨水排水施設	クリーンセンターの敷地全体を対象とした雨水を排除する。	
駐車場	クリーンセンターの維持管理車両、来訪車両等の駐車に使用する。	
門扉・フェンス	クリーンセンターの敷地境界や維持管理区分を明らかにし、部外者が誤って立ち入ることを防止する。	

(2) エコクリーンプラザみやざき・焼却施設概要

(表3-14)

施設名称	エコクリーンプラザみやざき・焼却施設
所在地	宮崎市大字大瀬町字倉谷6176番1
敷地面積	474,969m ² (道路を除く開発区域面積)
建築面積	10,656.7m ²
延床面積	32,141.6m ²
建築構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地下2階、地上6階
処理能力	ごみ焼却炉：579 t / 日 (193 t / 日 × 3炉)
焼却炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉 (三菱マルチン逆送式)
発電設備	蒸気タービン発電機 (最大発電量11,200kW)
排ガス基準	ばいじん：0.01 g / m ³ N以下、硫黄酸化物：50ppm以下 窒素酸化物：100ppm以下、塩化水素：80ppm以下 一酸化炭素：30ppm以下、ダイオキシン類：0.1ng-TEQ / m ³ N以下

Ⅲ 生活排水処理実施計画

第1章 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

(表1-1) 令和元年度～令和3年度実績

種類	排出量 (k1)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
し尿	4,477.89	4,258.28	4,184.20
浄化槽汚泥	8,378.63	8,492.02	8,342.12
計	12,856.52	12,750.30	12,526.32

第2章 し尿・浄化槽汚泥の処理施設

(表2-1) 西都市衛生センターの概要

施設名称	西都市衛生センター
所在地	西都市大字右松3166
敷地面積	4,285m ²
延床面積	1,795.85m ²
建築構造	鉄筋コンクリート造、地上3階
処理能力	45k1/日 (生し尿 38k1/日・浄化槽汚泥 7k1/日)
処理方式	高負荷脱窒素処理方式(流動床方式) 高度処理(砂ろ過+活性炭吸着塔)
処理水質	PH 5.8~8.6・BOD 10mg/ℓ以下 COD 30mg/ℓ以下・SS 10mg/ℓ以下 T-N 10mg/ℓ以下・T-P 1mg/ℓ以下 色度 30度以下・大腸菌群数 100個/ml以下

第3章 し尿・浄化槽汚泥処理の課題

①し尿・浄化槽汚泥の処理について

し尿、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽（以下、「浄化槽等」という。）による生活排水の処理に伴って発生する汚泥は、西都市衛生センター（し尿処理施設）で適正に処理します。

②許可業者への指導方針

し尿及び浄化槽等汚泥は市内唯一の許可業者である有限会社 西都衛生公社が収集運搬業務を行っています。業務運営にあたっては、法、その他関連法規並びに契約事項を遵守し、効率的かつ適正に業務を執行をするよう指導・監督します。

③合併処理浄化槽設置整備について

公共下水道等生活排水処理施設の整備区域外において、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を設置している家庭に対して、合併処理浄化槽の普及を図ります。

④法定検査受検率の向上について

浄化槽等の適正な利用を促進するため、法定検査未受検者への受検啓発に取り組んでまいります。